

地域農業経営基盤促進強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、次のとおり変更案を縦覧に供します。

なお、当該域計画の利害関係者は、計画について意見がある場合、令和8年3月30日までに寒川町長に意見書を提出することができます。

令和8年3月16日

寒川町長 木村俊雄

1 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を作成した地区

- ・ 北部地区
- ・ 中部地区
- ・ 南部地区

2 縦覧期間

令和8年3月17日から令和8年3月30日まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧場所

寒川町役場 寒川町宮山165 環境経済部農政課

4 意見書の提出について

（1）提出先

寒川町役場環境経済部農政課

（2）提出方法

郵送、持参によることとし、ファクシミリ、インターネット及び電話での意見は受け付けられない。

（3）提出期限

縦覧期間満了の日までとする。ただし、郵送の場合は当日必着のものとする。

（4）提出に当たっての注意事項

地域農業経営基盤強化促進計画の変更案に対する意見以外は提出できない。

（5）意見書の処理方法

意見書に対する個別の回答は行わず、地域農業経営基盤強化促進計画を公告する際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。